

JP-DRP 多言語化及び WIPO との提携などに関する検討

多言語化への対応についての論点（これまでの議論）

- 実質的にも、現実的にも、JIPAC での運用は、英語での対応が出来れば問題ないと考え
るが、グローバル化の流れの中で、WIPO からのオファーもあり、多言語化への対応を切
り捨ててしまうのは惜しい。
- JIPAC 単独で多言語化への対応をするのは難しい。
- JPNIC が、競争原理導入の下、JIPAC 以外に WIPO との契約を検討するのが一案と考
えたが、JIPAC への悪影響などを考慮すると、JIPAC が WIPO と協力関係を築き、お互い
にパネリストを提供し合うなどの競合しない形で提携をするのが、JIPAC のグローバル化
にもつながり、良いのではないか。
- WIPO が、JIPAC と協力関係を元にした提携に魅力を感じるかどうか疑問。
- 別の案として、日本語、英語は JIPAC で対応し、それ以外の言語を JPNIC が WIPO に
発注することにすれば、WIPO に多くの案件が流れてしまうのではないかという懸念もな
くなり、JIPAC に負担もかからず良いのではないか。
 - 言語の決定を JPNIC が行うことになってしまう懸念がある（言語により JIPAC に発注
するか WIPO に発注するかの判断をすれば）
 - 英語以外の言語のニーズが、WIPO を指定機関として契約するほどあるのか疑問。
- 佐藤先生の指摘では、JPRS が、裁定文の内容を翻訳なしに当該言語を理解・検証でき、
裁定結果を実施できる体制が必要とあるが、JPRS にどこまで対応を求められるのか（JPRS
が対応できない言語は扱えないのか）。
- 提携の形や方法論など様々な可能性を見極めるためにも、WIPO の意向も含め一度コン
タクトして話を聞く必要があるのではないか。
- 英語以外のニーズについては、中国語など一定程度はあるのではないか。

- 対応方法としては、多言語対応可能なパネリスト候補者を増やす、WIPO と JIPAC で提携し協力関係を構築する、WIPO を JIPAC の競合として JPNIC の認定処理機関とするなどが考えられる。
- WIPO を処理機関とすることは、多言語対応以外にも ICANN の方針にもある複数処理機関で競合してサービスレベルを上げるというメリットもある。
- WIPO を処理機関とするには、原則日本語や準拋法などに対応できることが前提となるのではないか。
- 多言語化への対応方法は、今後の検討課題であるが、提携の形や方法論など様々な可能性を見極めるためにも、WIPO の意向も含め一度コンタクトして話を聞いたうえで、次の検討を行うこととする。
- WIPO との打ち合わせの内容について、早川委員より、WIPO は JP-DRP についてフレキシブルな対応で協力する姿勢であるということが報告された。
- 今後の進め方としては、慎重な対応が必要なことから、検討委員会での継続検討課題とする。

(参考)

手続き言語に関する、JP-DRP および UDRP (WIPO) における規則などへの記載

○ JP-DRP 手続規則第 11 条 手続言語

- (a) 手続言語は日本語とする。ただし、手続実施の状況を踏まえて、パネルが別段の決定をする場合には、この限りではない。
- (b) パネルは、手続言語以外で提出された書類について、その全部または一部について手続言語への翻訳の提出を求めることができる。

○ JIPAC の補則には手続き言語に関する記載はない

○ WIPO Jurisprudential Overview 3.0 に当たるものは存在しない

○ UDRP 手続規則第 11 条 手続言語

- (a) 当事者間による別段の合意または登録契約に別段の定めがない限り、紛争解決手続きに使用する言語は、登録契約の言語とします。あるいは、紛争解決手続きの事情によっては、パネルの決定に従います。

UDRP Rule 11 [Language of Proceedings]

- (a) Unless otherwise agreed by the Parties, or specified otherwise in the Registration Agreement, the language of the administrative proceeding shall be the language of the Registration Agreement, subject to the authority of the Panel to determine otherwise, having regard to the circumstances of the administrative proceeding.

○ WIPO Supplemental Rules (補則) には手続き言語に関する記載はない

○ WIPO Jurisprudential Overview 3.0

4.5.1 手続きの言語

UDRP 規則のパラグラフ 11 に従い、当事者間で別段の合意がない限り、手続きのデフォルトの言語は登録契約の言語であり、それ以外の場合はパネルの権限に従います。UDRP 規則のパラグラフ 10 は、正当な遠征を伴う手続きを実施する目的に留意し、当事者が平等に扱われ、各当事者に与えられることを保証しながら、適切と思われる方法で手続きを実施する権限をパネルに与えます。その事例を提示する公正な機会。このような背景から、パネルは、特定のシナリオが登録契約の言語以外の言語での手続きを正当化する可能性があることを発見しました。このようなシナリオには、(i) 回答者が苦情の言語を理解できることを示す証拠、(ii) ドメイン名の言語/スクリプト、特に苦情

のマークと同じ場合、(iii) 以下の Web ページ上のコンテンツが含まれます。係争中のドメイン名、(iv) 特定の言語での回答者が関与する以前の事件、(v) 当事者間の以前の通信、(vi) 申立人に苦情の翻訳を命じる際の潜在的な不公正または不当な遅延、(vii) その他の証拠特定の言語に登録、使用、または対応する回答者が管理するドメイン名 (viii) 複数のドメイン名が関係する場合、

当事者による提出物の信頼性、特に回答者の提出物の信頼性（またはコメントするための公正な機会が与えられた後の反応の欠如）は特に関連性があります。

当事者が訴訟の性質を合理的に理解していると思われる場合、パネルは、各当事者が訴状を提出できるように、苦情と応答の両方の言語を理解するパネルの能力を考慮して、訴訟/決定の言語も決定しました。なじみのある言語。

4.5.2 手続きの言語に関する当事者の要求 (WIPO センターの慣行)

パネルは、当事者（通常は申立人）が登録契約の言語以外の言語で手続きを管理することを要求する場合、WIPO センターによる予備決定が必要になる可能性があることを認識しています。

登録契約の言語に関するレジストラの確認に続いて、UDRP 規則の paragraph 11 に基づくパネルの裁量を維持し、適切な手続きの言語を決定するために、苦情が登録契約の場合、WIPO センターは、登録契約の言語と苦情の言語の不一致を（可能な場合はすべての関連言語で）両当事者に通知します。

このような場合、申立人は、苦情を翻訳するか、元の苦情にまだ含まれていない場合は、手続きが苦情の言語で行われるという動機付けられた要求を正式に提出するよう求められます。このような要求は、多くの場合、上記のセクション [4.5.1](#) にリストされている要因を考慮に入れています。回答者には、その後、申立人の主張にコメントするか、反対する機会が与えられます（必要に応じて、登録契約の文言で）。

公平性を確保し、事件の継続性を維持するために、パネルの任命と訴訟の言語の決定の前に、可能であれば、WIPO センターは、「二言語」の事件関連の連絡を当事者に送信しようとしています。登録契約の言語と苦情の言語の両方）。

パネルの任命時に、両当事者の議論は、手続きの言語に関する決定のためにパネルに提供されます。これには、提出された苦情を受け入れること、および登録契約の言語での応答が含まれる場合があります、それにより、両当事者に彼らの訴訟を提示する公正な機会を与えることを求めます。ただし、場合によっては、適正手続き上の懸念により、パネルは苦情を登録契約の言語に翻訳するように命じることがあります。

以上